

平成23年(行コ)第169号 公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件

控訴人 市民オンブズパーソン栃木 外20名

被控訴人 栃木県知事 福田富一

控訴人準備書面 2

～学者意見書に基づき原判決の判断枠組みの検討～

2012(平成24)年2月6日

東京高等地方裁判所 第4民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 大木 一

俊



同 同 高橋 信 一

正



同 同 若狭 昌 稔

稔



同 同 須藤 博

博



同 同 浅木 一

希



目次

第1 人見意見書に基づく治水負担金に係る判断枠組みの検討	3
1 はじめに	3
2 一日校長事件最高裁判決の射程	3
3 原判決の誤り	5
4 違法な挙証責任の転換と事実誤認	7
5 人見第2意見書における原判決の検討	8
第2 田村意見書に基づく利水負担金に係る判断枠組みの検討	10
1 はじめに	10
2 地方自治行政における「効率性原則」の法定と水道事業	10
3 思川開発事業から撤退するか否かの判断に関する被控訴人の裁量権行使の適否の司法判断について	12
4 本件基準に基づき司法審査を行うと、被控訴人の判断は裁量権の範囲を超えており、これを合理的な裁量の範囲内とした原判決の判断は誤っている	13

第1 人見意見書に基づく治水負担金に係る判断枠組みの検討

1 はじめに

(1) 原判決は、独立行政法人水資源機構法（以下「機構法」という）25条1項に基づく建設負担金（思川開発事業）、河川法60条に基づく負担金（湯西川ダム）及び同法63条に基づく建設負担金（ハツ場ダム）の支出差止めが認められるか否かの判断に当たって、「一日校長事件最高裁判決」（平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁）が示した判断枠組みを用いている。

(2) 本準備書面においては、人見剛立教大学教授作成の2つの意見書（甲A第11号証、甲A第12号証）を基に、原判決は、①「一日校長事件最高裁判決」の射程を誤解しており、その結果、②先行行為（納付通知）の違法評価基準の誤解を媒介として、③本件審理における立証責任の逆転という致命的な誤りをももたらしたことを明らかにするものである。

2 一日校長事件最高裁判決の射程

(1) 一日校長事件最高裁判決の判示事項は、①住民訴訟の対象となる「財務会計行為の違法」の一般的意義を説明した部分と、②当該事案に即して財務会計行為の違法要件を説明した部分からなっている。

①に当たる部分は、「当該職員の財務会計上の行為（中略）に基づく損害賠償責任を問うことができるのは、たゞこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてなされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するが相当である」という判示の部分である。

この判示は、「義務違反なくして責任なし」という当然の理を述べたものと言える。

②に当たる部分は、「教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係にかんがみると、教育委員会がした学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する処分（略）については、地方公共団体の長は、右処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、右処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、

これを拒むことは許されないものと解するのが相当である」という判示の部分である。

(2) 上記②の後段部分にあたる判断基準は、その前段部分に、「教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係にかんがみると」と明記されており、両機関の権限関係に着目した、当該事案特有の判断基準である。

同判決は、上記②の判示部分にひきつづき、つぎのように当該事案に関して、地方公共団体の長の予算執行権が制約されざるを得ない所以を述べている。

「けだし、地方公共団体の長は、関係規定に基づき予算執行の適正を確保すべき責任を地方公共団体に対し負担するものであるが、反面、同法に基づく独立した機関としての教育委員会の有する固有の権限内容まで介入し得るものではなく、このことから、地方公共団体の長の有する予算の執行機関としての職務権限には、おのずから制約が存するものというべきであるからである。」

(3) ここでは、長が「教育委員会の有する固有の権限内容まで介入し得るものではない」ことが着目されて（「このことから」、長の予算執行権の制約が論じられ、従って教育委員会の処分に一定の加重された違法性がない限り、この処分を尊重した知事の賠償義務は否定されるという法理が示されているのである。

すなわち「一日校長事件最高裁判決」は、まさに「一日校長事件」特有の先行行為（教育委員会の人事上の処分）による知事の権限への制約を論じたものであって、このような事案の特殊性を離れて、なんらかの「先行行為」を受けた財務会計行為の違法判断の一般的基準を定立したものではない。その「射程」は上述のとおり極めて限定的なものである。

(4) 一日校長事件最高裁判決は、その事案が4号請求であり、都知事（個人）の損害賠償義務の存否を争点とするものであるにもかかわらず、その後の下級審において、1号請求の事案にもそのまま援用するべきものとみなされているくらいがある（原判決もその例にほかならない）。

しかし、人見第2意見書（甲A第12号証2頁）が指摘するとおり、一日校長事件最高裁判決以後の1号請求に関する最高裁判決の中で、同判決を引用したものは皆無である。すなわち一日校長事件最高裁判決が1号請求にも及ぶと解すべき根拠はないのである。

- (5) このように、「一日校長事件最高裁判決」は、改正前の地方自治法242条の2第1項4号の住民訴訟事件であり、かつ、教育委員会の人事処分に対して知事は尊重義務を負うという関係の下での事案であって、本件のように、「治水関係用途に係るものにより利益を受ける」か否か(機構法施行令22条1項)、「国土交通大臣が行なう河川管理によって生ずる利益が栃木県に帰する」か否か(河川法60条)、「国土交通大臣が行なう河川管理によって著しい利益を受ける」か否か(同法63条)が、審理の対象となる事件は、言うまでもなく同最高裁判決の射程外にあるものである(甲A第12号証3頁～5頁)。

3 原判決の誤り

- (1) ところが、原判決は、東京地裁判決(甲B第121号証)と同様に、同最高裁判決の判旨の解釈を誤り、これの適用があるとして、「被告は、国からの負担金の納付通知を受けた場合、同通知が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、これを尊重してその内容に応じた財務会計上の措置を執るべき義務があり、これを拒むことは許されないと解する。」(47頁、57頁及び67～68頁も同旨)とする。
- (2) そして、どのような場合に、納付通知が著しく合理性を欠き、そのためにこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存することになるかについては、以下のように判示する。

「上記瑕疵の有無を検討するに当たっては、同通知が、河川整備基本方針、思川開発事業に関する基本計画を前提として、独立行政法人水資源機構法施行令22条1項所定の『特定施設の新築又は改築で治水関係用途に係るものにより利益を受ける都道府県』に当たるとの判断を前提にされることからすると、河川整備基本方針、ダム建設に関する基本計画又は同項の判断のいずれかが著しく合理性を欠き、そのためにこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合には、同通知も同様の瑕疵を有するといふべきである。」(47頁)

原判決は、納付通知が違法になるのは、「河川整備基本方針、ダム建設に関する基本計画又は同項(機構法施行令22条1項)の判断が著しく合理性を欠き、そのためにこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合」など特

段の事情がある場合に限られるとするのである。

(3) その結果、本件各ダム建設事業の必要性等、本来、行政側が負うべき計画の基本事実についての举证責任さえ、すべて控訴人側に実質的に転換するなどの誤りを犯し、さらにまた、事実認定においても、探証法則違反の認定を繰り返したことによる、判決の結果に影響を及ぼす重大な判断の誤りを犯しているのである。

(4) しかし、栃木県と国の関係は、相互に独立した法主体の関係であって、知事と教育委員会のように単一の法主体の中の二つの機関の関係ではない。この区別を理解していない点が、原判決の第一の誤りである。

国土交通大臣の処分に対しては、内閣への不服申立（地方財政法17条の2）または訴訟によりその適法性を争う途が開かれていること、その点において（機関訴訟の途が開かれていない）知事と教育委員会との関係と全く異なることも、人見第2意見書の指摘するとおりである。

(5) 原判決の第二の誤りは、第一の誤りと表裏一体の関係をなすものであるが、審理の対象の把握を誤った点にある。

原判決は、栃木県知事の行為を違法と評価するためには、納付通知が客観的に違法であるだけで足りず、それが、「著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する」ことを要するという独自基準を設定し、これらの通知のさらに前提となる河川整備基本方針、ダム建設に関する基本計画又は同項の判断（又は都府県が河川管理施設から利益を受けるとの国土交通大臣の判断）が「著しく合理性を欠く」といっていると見えなければ、本件各建設負担金の支出は違法と評価しえない旨判示している（47頁、57頁、68頁）。

この判示が誤りである所以は以下に述べるとおりである。

(6) 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない、という義務を負っている（地方自治法2条16項）。

したがって、納付通知が客観的に違法であれば、栃木県知事は国土交通大臣からの請求ないし命令を拒否すべき義務がある。

栃木県が本件各ダム建設事業の治水負担金を負担する要件は、上記のとおり各法令により規定されており、その要件の存否が、本件各治水負担金支払の適法性の有無を判断する審理の対象となる。すなわち、思川開発事業については、「治水関係

用途に係るものにより利益を受ける」か否か（機構法施行令22条1項）であり、湯西川ダム建設事業については、「国土交通大臣が行なう河川管理によって生ずる利益が栃木県に帰する」か否か（河川法60条）であり、ハツ場ダム建設事業については、「国土交通大臣が行なう河川管理によって著しい利益を受ける」か否か（同法63条）である。

本件各ダム建設事業によって栃木県について、客観的に上記要件が認められなければ、国土交通大臣らの納付通知は、その根拠を欠き違法のものとなり、違法な納付通知に従って栃木県知事が支出命令を発することもその根拠を欠き違法と評価されるのは当然である。

4 違法な挙証責任の転換と事実誤認

(1) 原判決は、この客観的争点を離れて、上記のとおり通知のさらに前提となる河川整備基本方針、ダム建設に関する基本計画又は同項の判断（又は都府県が河川管理施設から利益を受けるとの国土交通大臣の判断）が「著しく合理性を欠」いうことといった誤った争点を設定することにより、その瑕疵の実質的立証責任を、控訴人らに負担させるという第三の誤りを犯した。

栃木県が本件各治水負担金を負担する上記要件は、納付通知の適法性を主張する側で容易に立証することができるはずである。

しかるに、原判決は、通知のさらに前提となる「河川整備基本方針、ダム建設に関する基本計画又は同項の判断（又は都府県が河川管理施設から利益を受けるとの国土交通大臣の判断）」が「著しく合理性を欠」いうことを控訴人らが立証せよ、という恣意的なハードルを設けた。原判決による一日校長事件の射程の誤解は、先行行為（納付通知）の違法評価基準の誤解を媒介として、本件審理における立証責任の逆転という致命的な誤りに帰結したのである。

(2) 挙証責任について高いハードルが設けられた典型例は次のとおりである。

原判決は、ハツ場ダムについて、控訴人らが主張した事実、すなわち「①平成14年に国土交通省が開示した資料と比べて平成17年12月の国土交通省社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会における資料では、昭和33年及び昭和34年の実績流量と計算流量の値が一致すること、②流出モデルの検証

に用いた昭和33年、昭和34年、昭和50年及び平成10年の降雨量が計画降雨量319ミリメートルの52パーセントないし62パーセントであることが認められるほか、上記認定事実によれば、流出計算モデルによって過去に八斗島地点の基本高水流量が毎秒2万6000立方メートルと算定されることが認められる。」とした。

ここまで認めるのであれば、反証のない限り、流出計算モデル(貯留関数法)の科学性に対して、否定的な判断に至るのが通常の裁判での認定のあり方であろう。

ところが、原判決は、合理的な理由を上げることせず、「しかし、原告らが主張する上記各事実をもって、国土交通省の計算過程において数字操作がされたとまでみとめることはできず、数字操作が行なわれた可能性を指摘するにすぎないといわざるをえないし、また、八斗島上流域の氾濫量が毎秒1000立方メートルであったとも認めることはできないものであって、流出計算モデル(貯留関数法)が非科学的であると認めることはできない。」(96頁)として、控訴人らの敗訴は、控訴人らの立証が不十分であることに帰してしまっているのである。

(3) その誤りの根本原因は、東京地裁判決も原判決も、「一日校長最高裁判決」の判旨の解釈を誤ったからである。これを正して、各治水負担金の負担要件の存否を、栃木県知事ないし国土交通大臣に説明させればよいのである。そうすれば、本件各ダム建設事業による利益の証明がなし得ないことは明らかであり、控訴人らが主張する事実の正当性、すなわち、受益者負担金等の支出の違法性は明白となるのである。

5 人見第2意見書における原判決の検討

(1) 人見第2意見書(甲A第12号証)は、東京地裁判決が、国土交通大臣の発する納付通知が違法と評価されるには、その前提となるハツ場ダム建設に係る諸計画に「重大かつ明白な瑕疵」、すなわちそれら計画を無効とするような特段の事情がある必要があると判断していることについて、厳しく批判されている。そして、東京地裁判決が、そうした立場から、ハツ場ダム建設の前提となっている利根川の治水計画の審査を行っているため、「その審査密度は、非常に粗雑になっている。」(同5頁)と批判されている。それらの批判は、原判決にも全く同じく当てはまる。

そして、東京地裁判決は、先に見たとおり、カスリーン台風による被害実態とそれを踏まえた同規模の洪水があった場合の被害想定、治水計画の基礎となった事実認定に係る判断過程及び策定手続などの概要を認定したのみで、「ハツ場ダム建設事業は、利根川水系河川整備基本方針及びハツ場ダムの建設に関する基本計画に基づく適法な事業であると推認することができる」と、計画の適法性を推認してしまっているのであるが、この点については、同意見書は、同意見書の「IVの3 本判決における治水計画策定の判断過程審査の問題点」という項において、「そのため、適正・合理的な計画を策定する責務と能力を有し、それに関する説明責任を負っているはずの行政庁（国土交通大臣は、本件事案の当事者ではないが）が、そうした責任を果たしていないことを、本判決はほとんど考慮していない。」（8頁）と厳しく批判されている。この批判も、原判決にも全く同じく当てはまる。

ピーク流量の算定についても内実の説明をせず、上流部の河道整備状況についても虚偽の説明を行い、上流の河道整備計画の存否についても黙秘を重ねてきた国土交通省の姿勢をとがめもせず、むしろ、東京地裁判決も原判決も、それらを積極的に容認してきたとも言える。

(2) さらに、人見第2意見書は、関東地整が、基本高水のピーク流量の設定に関して説明責任を果たさず、また控訴人らが求めてきた洪水の再現計算のためのデータ開示を国土交通省が拒んでいる事実等に対しても、次の伊方原発訴訟最高裁判決（平成4年10月2日民集46巻7号1174頁）の判示を引いて、国土交通省はこの基準に従って、情報の開示をすべきであると批判されている（同「4 行政の説明責任に係る問題点」の項10頁）。

上記、伊方原発訴訟の最高裁判決は、行政側の説明責任について、次のように厳しい判断を示している。

「原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。」

この最高裁の判旨に従えば、とりわけ、利根川の基本高水のピーク流量自体、また、ハツ場ダム建設事業計画については、不合理であるとの判決が下されるはずである。

第2 田村意見書に基づき利水負担金に係る判断枠組みの検討

1 はじめに

(1) 原判決は、機構法25条1項に基づき思川開発事業の建設負担金について、「栃木県が、各市町の要望水量を前提として、地下水利用による地盤沈下や地下水汚染の影響等を勘案して思川開発事業への参画を決定したことについて、裁量の逸脱又は濫用があったことはできず、また、現段階において、栃木県には未だ思川開発事業から配分された水を各市町に配分するための水道施設計画が存在しないからといって、直ちに水源が不要になったものとして、思川開発事業から撤退するとの判断をしないことについて裁量の逸脱又は濫用があったとまでいうことはできない。」と判示した(45頁)。

(2) 被控訴人の判断は、水道法及び地方公営企業法が水道事業者に対して要求する「水道事業の適正かつ能率的な運営」を図り、「常に企業の経済性を発揮することを経営の基本原則とする」責務、及び地方自治法及び地方財政法の求める最少経費原則について一顧だにせざにされたものであるが、原判決はきわめて粗雑な裁量審査によって、被控訴人の判断を適法と判断した。

(3) 控訴人らは、控訴理由書の第1章、第1(10頁～15頁)において、原判決の裁量審査について批判し、あるべき司法審査基準について主張したが、本準備書面は、ハツ場ダム住民訴訟東京地裁判決中のダム使用権設定申請の取下げを行うか否かの判断に関する裁量権行使に関する司法判断のあり方について、田村達久早稲田大学教授が作成された意見書(甲C第88号証、以下「田村意見書」という)を基に、原判決の判示には裁量審査についての過誤があることについて明らかにするものである。

2 地方自治行政における「効率性原則」の法定と水道事業

(1) 田村意見書は、水道事業においては、以下のとおりの根拠を示して、効率性原則に特段の配慮が認められているとしている（田村意見書6～10頁）。

「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、…（中略）…、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法2条14項）、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」（地方財政法4条1項）「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」（地方公営企業法3条）、等の効率性原則が法律の明文で規定されている。

さらに、水道事業の経費は、「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならぬ」（地方公営企業法17条の2第2項）とされ、地方公営企業のいわゆる独立採算性の原則が採られている。

その「収入」は、水道使用料による収入が基本になるが、この水道使用料は、「公正なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬ」（同法21条2項）。

「ここにみられるように、地方公営企業を経営するために必要な経費を賄う『収入』の面において、それを確保するための自由度は決して大きくない。むしろ一定の限定された枠内で、『効率性原則』、地方公営企業法上の用語に言い換えれば、『企業の経済性』の要請が、法制上満たされなければならないこととなっている。したがって、収入の反面にある、『支出』を伴う地方公営企業活動たる『事業』の合理性、その効率性、経済性がその意味で厳格に問われなければならないはずである。その有無の判断の自由度は決して大きいものではないはずである。」

水道事業の法的規律を定める水道法は、具体的には、水道事業において水道給水量を増加させる場合の認可の基準の1つとして、「当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること」（水道法10条2項による同法8条1項1号の準用）を定めるとともに、「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、公正なものであること」（同法14条2項1号）との要件を充たしている「供給規程」を水道事業者は定めなければならないことを明文の規定により義務付ける（同法14

条1項) ことにより、それらのことを具体的かつ明確にしている。

「したがって、効率性原則は、本件で問題となつてゐる地方公営企業たる水道事業に関する地方公共団体の行政運営を行うに当たつては、法律上、特段の配慮をすることが求められてゐると解さざるをえない。」

(2) そして、財務会計行為が効率性原則に違反し、違法であるとして、その差止めが認められた例として、泡瀬干潟等の公有水面埋立事業等の実施に係る那覇地裁判決及びその控訴審である福岡高裁那覇支部判決を上げる。

同事件では、沖縄市の埋立計画地の具体的な土地利用計画が明らかでなく、海浜開発事業が経済的合理性を欠いていることが、財務会計行為が効率性原則に違反し違法であるとされた。栃木県が思川開発事業に参画することによつて確保できる水源をどのようにして給水するか具体的に計画を持つていない点では、まったくこれと同様である。このような栃木県の行為は効率性原則に反するものと言わなければならぬ。

3 思川開発事業から撤退するか否かの判断に関する被控訴人の裁量権行使の適否の司法判断について

(1) 田村意見書は、建設に当たつては長期間を要するとともに、科学的な調査に基づく適正合理的な現状認識と将来見通しに関する判断が要請される点ではダム建設計画と似ている、都市計画についての裁量権行使についての裁判例を基に、以下のとおり、本件における裁量権行使の適否の司法判断について、検討を加えている。

(2) 田村意見書が参考にした裁判例は、都市計画変更決定の適否が争われた伊東大仁線訴訟における東京高裁平成17年10月20日判決(判例時報1914号43頁)である。

同判決は、「①科学的な(客観的、実証的な)調査の必要性、②①に基づく現状の認識の合理性、③①に基づく将来見通しの合理性が審査され、いずれかにおいて合理性が認められない場合には、それに基づく行政の決定が違法であり、取り消されるべきものである」との判断基準を示した。

(3) 「本件のダム建設は、上記事件における都市計画道路の建設に比べて、より長期の日時を要する上、その建設に要する費用は比べものにならないほど膨大に多額と

なる。ダム建設の適正性、必要性等は、上記事件にも勝るとも劣らないほどに、注
意深くかつ厳格に審査されるべきものである」(田村意見書10頁～13頁)。

そして、とりわけ、次の5点に特に着目した司法審査がなされるべきことが強く
要請される。

- ① 判断の基礎とされた事実(状態)に関する認識が適正であるか。
- ② ①の前提として、事実(状態)に関する必要かつ十分な調査がなされているか。
- ③ ①および②を基礎とした将来予測が適正になされているか。
- ④ さらに、判断をなす上で重要な観点(各種の利益等の考慮要素)がすべて取り上げられているか(換言すると、特定の観点のみに依拠した判断となっていないか)、反対に、判断に入れるべきでない観点が入れられていないか(換言すると、他事考慮はないか)。
- ⑤ ④に指摘したすべての重要な観点(各種の利益等の考慮要素)に適正な比重(重み)が与えられたうえで、比較衡量がなされているか(換言すると、当該比重のかけ方が過少であったり、過大であったりしないか)。
- ④ 個別具体の事案についてその処理を行うことを任務とする「専門的判断能力を備えた行政機関・行政庁」には、「個別具体事案の事情の適正配慮・個別具体事案の適切・公正判断義務」のあることが、「立法者が行政担当者の専門的知識または政策判断を尊重し、これに具体的な判断を委ねる」前提として想定されるのだから、その行政機関による事実の認識・調査(上記基準①および同②)およびこれに基づく将来予測(上記基準③)は、当時において利用可能な最新の知識・知見に基づいて実施されるべきである。それ故、当時において利用可能な最新の知識・知見に基づいて実施されているか否かが問われ、審査されるべきである。上記基準④⑤についても同様である(田村意見書13頁～14頁)。

4 本件基準に基づき司法審査を行うと、被控訴人の判断は裁量権の範囲を超えており、これを合理的な裁量の範囲内とした原判決の判断は誤っている

- (1) 前記3、(3)で示した五つの各基準(以下「本件基準」という)にもとづき、被控訴人が思川開発事業による水源確保が必要であるとの結論を導く前提となった事項に関する各判断及び結論が裁量権の範囲を超えていないか、また、原判決の裁量審

査が適切になされたか、検討する。

(2) 原判決は、思川開発事業による水源確保が必要との判断の前提として、「栃木県は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする水道法（同法1条）に基づき水道事業を営んでおり、水道は、国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることから（同法2条1項参照）、栃木県は、県内の自然的社会的諸条件に応じ、水道の計画的整備に関する施策を策定、実施するとともに、水道として、水道事業の適正かつ能率的な運営に努める責務を負い（同法2条の2第1項）、給水区域内の需要者からの給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない（同法15条1、2項）とされている。」（31頁）と判断している。

(3) しかし、被控訴人の責務は、これらにつきるものではない。

前記2のとおり、水道事業においては、効率性原則について、法律上、特段の配慮をすることが求められている。したがって、新たな水源が必要かどうか、給水義務等の責務をいかなる方法で果たすか、という判断においても、効率性原則を考慮した上で判断されなければならない。

しかるに、被控訴人の判断では効率性原則が無視されており、判断をなす上で重要な観点を取り上げられていないから、この点に関する被控訴人の判断は、本件基準④に照らし、裁量権を逸脱したものである。

(4) この点原判決は、被控訴人が思川開発事業から撤退するか否かの判断において、効率性原則が考慮されていないことを看過し、何ら判断をしていないのであり、裁量審査の方法を誤っているものと言わなければならない。 以上